
令和7年 第2回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

令和7年4月8日 (火曜日)

議 事 日 程 (1)

令和7年4月8日 午前10時00分開議

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 承認第1号 専決処分事項の承認について

第4 承認第2号 専決処分事項の承認について

第5 報告第2号 専決処分事項の報告について

第6 報告第3号 専決処分事項の報告について

第7 選挙第1号 芦屋町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

追加日程第1 許可第1号 議長の辞職

追加日程第2 選挙第2号 議長の選挙

追加日程第3 許可第2号 副議長の辞職

追加日程第4 選挙第3号 副議長の選挙

追加日程第5 議席の指定

追加日程第6 許可第3号 常任委員会委員、議会運営委員会委員の辞任

追加日程第7 発議第2号 常任委員会委員の選任

追加日程第8 発議第3号 議会運営委員会委員の選任

追加日程第9 選挙第4号 遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第10 選挙第5号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番	中西 智昭	2番	田中 太	3番	香田 一之	4番	長島 毅
5番	萩原 洋子	6番	本田 浩	7番	松岡 泉	8番	貝掛 俊之
9番	妹川 征男	10番	辻本 一夫	11番	川上 誠一	12番	内海 猛年

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 岡本 賢治 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 0名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいまから令和 7 年第 2 回芦屋町議会臨時会を開会いたします。

御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、3 番、香田議員と 9 番、妹川議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

次に日程第 3、承認第 1 号から日程第 6、報告第 3 号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは承認議案でございます。

承認第１号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和７年３月３１日に公布、同年４月１日に施行されたことに伴い、芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

承認第２号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和７年３月３１日に公布、同年４月１日に施行されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第２号の専決処分事項の報告につきましては、城山公園法面整備工事（雁木区側）の請負契約の変更について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第３号の専決処分事項の報告につきましては、緑ヶ丘団地８棟外部改修工事の請負契約の変更について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第３、承認第１号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、承認第１号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第４、承認第２号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、承認第２号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第５、報告第２号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号の議案については、別紙のとおり、総務財政常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時06分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

お諮りします。日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号の各議案については、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員会委員長 本田 浩君

皆様、おはようございます。それでは報告させていただきます。

報告第5号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、令和7年4月8日、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

承認第1号、満場一致、承認。

承認第2号、満場一致、承認。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第3、承認第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、承認第1号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

次に日程第4、承認第2号の討論を許します。川上議員。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

承認第2号、専決処分事項の承認について。

芦屋町国民健康保険税条例の一部改正に対する、反対討論を行います。

改正の趣旨では、1つは課税限度額の見直しで、基礎課税額が65万円から66万円、後期高齢者支援課税額が24万円から26万円負担となっています。また同時に、軽減判定の所得の見直しで、5割軽減が29万5,000円から30万5,000円、2割軽減が54万5,000円から56万円と、軽減されるようになっています。

そもそも、国民健康保険税は高過ぎます。高過ぎる国保税の軽減のためには、都道府県知事会が求めているように、国による1兆円の投入が必要であることを申し述べて、この議案に対して反対いたします。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、承認第2号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

日程第7. 選挙第1号

○議長 内海 猛年君

次に日程第7、選挙第1号、芦屋町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

芦屋町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が、令和7年4月26日をもって満了となるため、新たに選挙により委員の選出を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、議長が指名いたします。

まず選挙管理委員会委員について、書記に原案を朗読させます。書記。

○書記 岡本 賢治君

選挙管理委員会委員、柴田正裕氏、山鹿39番26号、昭和24年7月2日生まれ。加藤まゆ

み氏、船頭町7番3号、昭和29年4月21日生まれ。豊岡正幸氏、正門町9番5号、昭和32年3月3日生まれ。池田すみ子氏、花美坂5番7号、昭和35年8月31日生まれ。

以上4名でございます。

○議長 内海 猛年君

お諮りします。ただいま指名しました4名の方を選挙管理委員会委員の当選人に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に選挙管理委員会委員補充員について、書記に原案を朗読させます。書記。

○書記 岡本 賢治君

選挙管理委員会委員補充員、1号、向井米子氏、中ノ浜12番12号、昭和22年4月16日生まれ。2号、中西一美氏、大字山鹿1072番地1、昭和26年3月11日生まれ。3号、大庭公子氏、大字芦屋1291番地3、昭和28年12月24日生まれ。4号、梶原鉄太郎氏、正門町13番5号、昭和36年7月6日生まれ。

以上4名でございます。

○議長 内海 猛年君

お諮りします。ただいま指名しました4名の方を選挙管理委員会委員補充員の当選人に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、ただいま指名しました4名の方が、順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいまからしばらく休憩いたします。

午前10時38分休憩

.....

午前10時50分再開

○副議長 中西 智昭君

再開します。

本日4月8日付をもって、内海議長から議長の辞職願が提出されました。よって、議長に代わりまして副議長が議事を進めてまいります。

お諮りします。議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 中西 智昭君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

追加日程第1. 許可第1号

○副議長 中西 智昭君

それでは追加日程第1、許可第1号、議長の辞職を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、内海議員は除斥となりますので、退場を求めます。

〔12番 内海 猛年君 退場〕

○副議長 中西 智昭君

お諮りします。内海議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 中西 智昭君

御異議なしと認め、内海議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

内海議員の入場を求めます。

〔12番 内海 猛年君 入場〕

○副議長 中西 智昭君

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 中西 智昭君

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

追加日程第2. 選挙第2号

○副議長 中西 智昭君

それでは追加日程第2、選挙第2号、議長の選挙を行います。選挙の方法については投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長 中西 智昭君

ただいま出席議員は12名です。

議会規則第32条第2項の規定により、開票立会人に松岡議員と本田議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

念のために申し上げます。公職選挙法に基づき、投票は単記無記名です。白票を投じたもの、正規の投票用紙以外の用紙を使用したもの、2名以上の氏名を記載しているもの、他事を記載しているものについては無効となります。

また、投票の結果、法定投票数を超え、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

それでは投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長 中西 智昭君

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 中西 智昭君

ないようですので、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長 中西 智昭君

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。自席において被選挙人の氏名を投票用紙に記載し、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔書記点呼・議員投票〕

.....

2番	田中	太議員	3番	香田	一之議員
4番	長島	毅議員	5番	萩原	洋子議員
6番	本田	浩議員	7番	松岡	泉議員
8番	貝掛	俊之議員	9番	妹川	征男議員
10番	辻本	一夫議員	11番	川上	誠一議員
12番	内海	猛年議員	1番	中西	智昭議員

.....

○副議長 中西 智昭君

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 中西 智昭君

投票漏れなしと認めます。以上で投票を終わります。

ただいまから開票を行います。松岡議員と本田議員、開票立会いのため演壇前までお越し願います。

〔開 票〕

○副議長 中西 智昭君

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 1 2 票、有効投票数 1 1 票、無効投票数 1 票、有効投票数中、辻本議員 1 0 票、川上議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、辻本議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長 中西 智昭君

議長に当選されました辻本議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

それでは辻本議員、演壇にて当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御推挙により議長に就任することとなり、誠に光栄に存じます。私は全身全霊を打ち込んで事に当たり、公正を旨とし、議会の円滑なる運営を図り、芦屋町のますますの発展と地方自治の振興のために全力を尽くす所存でございます。

しかし、浅学非才の身であり、皆様の御協力なしには議長の重責を全うすることは不可能でございます。ここに、議員各位並びに執行部各位の御支援と御協力を心からお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔拍 手〕

○副議長 中西 智昭君

これで議長選挙は終わりました。御協力ありがとうございました。

辻本議長、議長席にお着き願います。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長 辻本 一夫君

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

本日4月8日付をもって、中西副議長をはじめ各常任委員会委員、議会運営委員会委員及び議会選出の各議員から辞職願が提出されましたので、この際、追加日程第3、許可第2号から、追加日程第10、選挙第5号までを日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

追加日程第3. 許可第2号

○議長 辻本 一夫君

それでは、まず追加日程第3、許可第2号、副議長の辞職を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中西議員は除斥となりますので、退場を求めます。

〔1番 中西 智昭君 退場〕

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。中西議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、中西議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

中西議員の入場を求めます。

〔1番 中西 智昭君 入場〕

----- . ----- . -----

追加日程第4. 選挙第3号

○議長 辻本 一夫君

ただいま副議長が欠員となりましたので、ここで追加日程第4、選挙第3号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に長島毅議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました長島議員を、副議長の当選人に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認めます。よって、副議長に長島議員が当選されました。長島議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは長島副議長、演壇にて当選承諾及び御挨拶をお願いします。

○副議長 長島 毅君

このたび議員各位の御推挙によりまして副議長の職を賜り、身に余る光栄でございます。何分、未熟ではございますが、議員各位の絶大なる御支援と御鞭撻を賜りながら、この重責を全うすべく頑張ってまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長 辻本 一夫君

これで副議長選挙は終わりました。御協力ありがとうございました。

それでは会議を続けます。

追加日程第5. 議席の指定

○議長 辻本 一夫君

次に追加日程第5、議席の指定を行います。ただいまより議席表を配付いたします。

〔議席表配付〕

○議長 辻本 一夫君

議席については会議規則第4条第3項の規定により、議長が御手元の議席表のとおり指定しま

す。なお、本日は名札の取替えができませんので、今の議席のままで会議を進行させていただきます。御協力のほど、お願いいたします。

追加日程第6．許可第3号

○議長 辻本 一夫君

次に追加日程第6、許可第3号、常任委員会委員、議会運営委員会委員の辞任を議題といたします。

お諮りします。委員会条例第12条第2項の規定により、常任委員会委員、議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認めます。よって、常任委員会委員、議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

追加日程第7．発議第2号

○議長 辻本 一夫君

ただいま常任委員会委員、議会運営委員会委員が欠員となりましたので、ここで追加日程第7、発議第2号、常任委員会委員の選任を議題といたします。

希望する委員会があれば、ただいまから配付する用紙に記入し、事務局まで提出してください。それでは用紙を配付します。

〔希望する委員会用紙配付〕

○議長 辻本 一夫君

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時31分休憩

.....

午後0時24分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名します。ただいまから書記に原案を朗読させます。書記。

○書記 岡本 賢治君

総務財政常任委員会、妹川征男議員、貝掛俊之議員、萩原洋子議員、香田一之議員、田中太議

員、辻本一夫議員、以上6名でございます。

民生文教常任委員会、川上誠一議員、内海猛年議員、松岡泉議員、本田浩議員、中西智昭議員、長島毅議員、以上6名でございます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。ただいま朗読しましたとおり指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認めます。よって、総務財政常任委員会委員及び民生文教常任委員会委員は、それぞれ原案のとおり決定いたしました。

総務財政常任委員会及び民生文教常任委員会の正副委員長につきまして、ただいまからそれぞれ互選していただきますようお願いいたします。

また、議会広報常任委員会委員及び議会運営委員会委員について、総務財政委員会及び民生文教常任委員会において、各3名を互選していただき、その結果は、後ほど報告してください。

ここでしばらく休憩いたします。

午後0時26分休憩

.....

午後2時33分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

総務財政常任委員会及び民生文教常任委員会におきまして正副委員長の互選が行われ、結果報告がありました。

総務財政常任委員長に貝掛俊之議員、副委員長に田中太議員、民生文教常任委員長に中西智昭議員、副委員長に本田浩議員、以上のとおり決定いたしました。

次に、議会広報常任委員会の選任について、議長が指名します。

ただいまから、書記に原案を朗読させます。書記。

○書記 岡本 賢治君

議会広報常任委員会、川上誠一議員、萩原洋子議員、長島毅議員、中西智昭議員、香田一之議員、田中太議員、以上6名でございます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。ただいま朗読しましたとおり指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認めます。よって、議会広報常任委員会委員は原案のとおり決定いたしました。

議会広報常任委員会正副委員長につきまして、ただいまからそれぞれ互選していただきますようお願いいたします。その結果は後ほど報告してください。

ここでしばらく休憩いたします。

午後 2 時34分休憩

.....

午後 2 時59分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

議会広報常任委員会におきまして正副委員長の互選が行われ、結果報告がありました。

議会広報常任委員長に田中議員、副委員長に川上議員、以上のとおり決定いたしました。

----- . ----- . -----

追加日程第 8. 発議第 3 号

○議長 辻本 一夫君

次に追加日程第 8、発議第 3 号、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により議長が指名します。

ただいまから書記に原案を朗読させます。書記。

○書記 岡本 賢治君

議会運営委員会、妹川征男議員、貝掛俊之議員、松岡泉議員、本田浩議員、中西智昭議員、田中太議員、以上 6 名でございます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は原案のとおり決定いたしました。

議会運営委員会正副委員長につきまして、ただいまからそれぞれ互選していただきますようお願いいたします。その結果は後ほど報告してください。

ここでしばらく休憩いたします。

午後 3 時00分休憩

.....

午後 3 時20分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

議会運営委員会におきまして正副委員長の互選が行われ、結果報告がありました。

議会運営委員長に松岡議員、副委員長に本田議員、以上のとおり決定いたしました。

追加日程第 9. 選挙第 4 号

○議長 辻本 一夫君

次に追加日程第 9、選挙第 4 号、遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項により指名推選の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから書記に原案を朗読させます。書記。

○書記 岡本 賢治君

遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員、内海猛年議員、本田浩議員、田中太議員、以上 3 名でございます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。ただいま朗読しました 3 名を、本選挙の当選人に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました 3 名が本選挙の当選人に決定いたしました。ただいま当選されました 3 名の方に対して、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第 10. 選挙第 5 号

○議長 辻本 一夫君

次に追加日程第10、選挙第5号、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから書記に原案を朗読させます。書記。

○書記 岡本 賢治君

福岡県介護保険広域連合議会議員、川上誠一議員、以上1名でございます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。ただいま朗読しましたとおり、川上議員を本選挙の当選人に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました川上議員が本選挙の当選人に決定いたしました。ただいま当選されました川上議員に対して、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

_____ . _____ . _____

○議長 辻本 一夫君

次に、監査委員については、総務財政常任委員会で引き続き、香田議員が選出されましたので、御報告いたします。

_____ . _____ . _____

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和7年第2回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。長時間の御審議、お疲れさまでございました。

午後 3 時 23 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員